

旭区在宅医療・
介護連携相談支援室
のお知らせ

(一社) 大阪市旭区医師会

旭区在宅医療・介護事業所の皆さまへ

1 高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業について

なんらかの疾患により介護が必要となった場合、医療機関（かかりつけ医）が医学的に介護の必要性を評価し、居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が必要な介護計画を立て、介護事業所が必要な介護サービスを実施していきます。この事業は旭区医師会が大阪市からの委託を受け実施するもので、旭区の皆さまがいつ、いかなる病気で介護が必要になっても迅速に医療と介護を配置して、地域に住み続けたまま治療と介護を受けることができるような支援を目指します。

2 旭区医師会館内に在宅医療・介護連携相談支援室を設置いたします

旭区在住の高齢者等が病気を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、区民の皆さまや地域の医療・介護関係者等からの、医療と介護に関する相談を受け付ける「旭区在宅医療・介護連携相談支援室」を開設します。

「在宅医療・介護連携支援コーディネーター（以下、コーディネーター）」が中心となり相談内容を多角的に検討し、医療機関（訪問看護事業所を含む）や介護事業所への連携調整（紹介業務）、地域の在宅医療や介護サービスに係る情報提供などを行います。

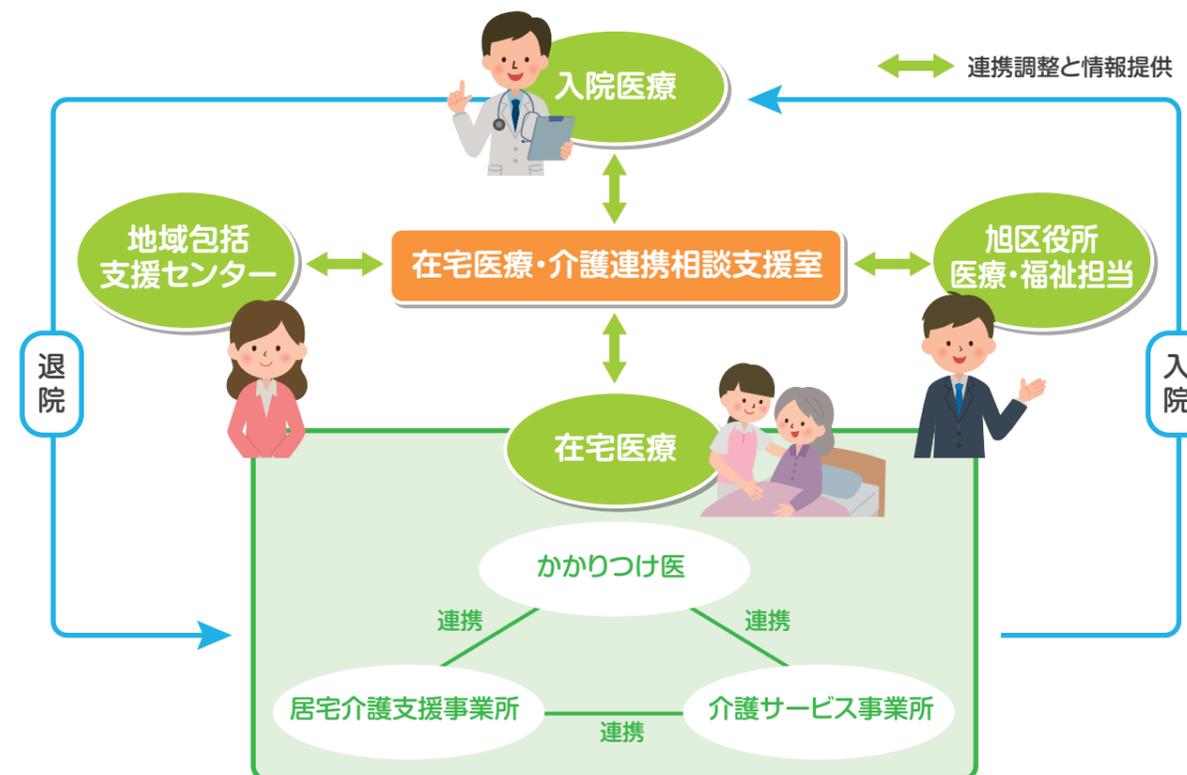
3 在宅医療・介護の連携に関する相談に対応いたします。

旭区ではもとより医療機関や介護事業所（地域包括支援センターを含む）との連携事業を通じて、他職種間の情報共有や顔の見える連携に努めてまいりました。平成28年9月より開設する「旭区在宅医療・介護連携相談支援室」では、在宅医療と介護に携わる方々の、医療機関や介護事業所との連携に関する相談をコーディネーターがタイムリーに受け付け、社会福祉士や介護支援専門員、看護師・医師などがチームとなり対応いたします。

4 主な事業内容

- ① 医療と介護の連携に関する相談
- ② かかりつけ医（往診可能な）や介護事業所の紹介や情報提供
- ③ 旭区内の医療機関や介護事業所についての情報収集とリスト化
- ④ 変化する患者（利用者）の情報を医療機関と介護事業所間で共有する体制作り
- ⑤ 旭区役所や地域包括支援センターと協力して医療・介護の専門職向けの研修を行う

在宅医療・介護連携相談支援室の役割



5 相談対象と相談対象患者（利用者）

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、病院の地域医療連携室、病院・診療所などの医療・介護関係者や行政の介護福祉関係担当者等からの相談を受け付けます。介護保険第1号被保険者（65歳以上）あるいは介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者で特定の疾患に該当するもの）に関する相談にお答えします。

6 旭区在宅医療・介護連携相談支援室のご案内

- 受付日・時間：月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始はお休み）
- 相談受付方法：電話・FAX・E-mailにて承ります。
 - 住所 〒535-0002 大阪市旭区大宮5丁目3番32号（旭区医師会館内）
 - 電話／FAX 06-6955-0600
 - ホームページ <http://www.asahi.osaka.med.or.jp/>
 - E-mail as.med-sd@shirt.ocn.ne.jp

※FAXは旭区医師会ホームページから旭区在宅医療・介護連携相談支援室へお入りいただき、連携相談シート（PDF）を印刷してご利用ください。